

【相談内容】

No43.措置の必要性、新技術の活用について

- ①点検でⅢ判定となった橋梁において、次回点検までの措置の必要性について
- ②点検支援技術性能カタログ以外の新技術の活用について

参考：点検支援技術性能カタログ

<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/inspection-support/>

【助言内容】

- ①措置には補修だけでなく、監視も含まれている。撤去することが決まっているのであれば、対象橋梁で道路管理瑕疵とならないように、道路管理者において監視の方法や頻度及び緊急時の通行止め等の規制方法を決めておけばよいと思われる。監視だけでも措置に着手していると考えてよい。
- ②性能カタログの表紙の裏にも記載しているとおり、性能カタログに記載のない技術についても、道路管理者で性能に問題がないか確認の上、活用可能